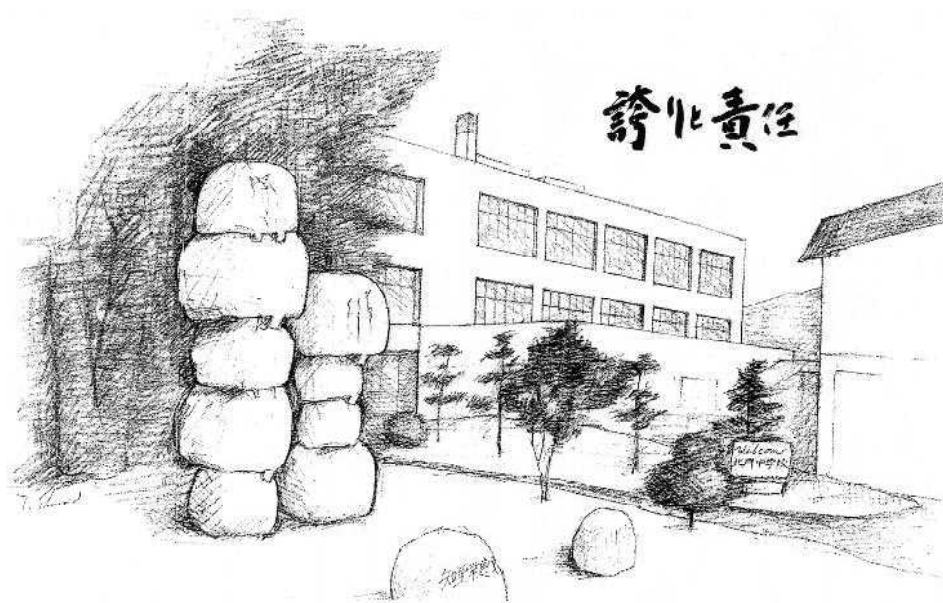


旭川市立北門中学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和4年4月改定)

【目次】

| | |
|-----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | 1 |
| 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 | 1 |
| 2 いじめの理解 | 2 |
| (1) (2) | 2 |
| (3) (4) (5) | 3 |
| 第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組 | 4 |
| 1 本校のいじめの実情及び4年度の目標（指標） | 4 |
| 2 生徒が主体となった取組の推進 | 4 |
| 3 学校いじめ対策組織の設置 | 5 |
| 4 いじめ防止の取組 | 6 |
| 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知 | 7 |
| ◇ 主な相談窓口 | 8 |
| ◇ いじめ発見・見守りチェックリスト | 9 |
| 6 いじめへの対処 | 10 |
| 7 いじめの解消 | 11 |
| ◇ 早期発見・事案対処マニュアル | 12 |
| 8 いじめの重大事態への対応 | 13 |
| 9 いじめの防止等に関する機関，保護者との連携 | 14 |
| 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携 | 14 |
| 11 学校いじめ防止プログラム | 15 |

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは「絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」という意識をもち、教職員、生徒会、家庭、地域、諸関係機関が一体となり、一過性のものではなく、継続して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に努めてきたところです。

また、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「いじめ対策委員会」を中心とし、計画的かつ組織的に、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び4年度の目標（指標）

令和3年度の本校のいじめ実態については、認知件数は3件で、態様については、嫌なことをされる事例が大半を占めており、課題となっています。

一方で、本校の生徒のいじめに関する認識については、3学年を対象とした令和3年度全国学力・学習状況調査における生徒質問紙の「いじめとはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との問いに対して、本校の生徒は「当てはまる」と答えた生徒の割合が、94%となるなど、全国（81.4%）・全道（83.7%）よりも10%以上高い割合となっています。

また、「いやな思いをしたとき、友人に相談する」が全学年で半数以上、「父や母に相談する」がおよそ59%、「先生に相談する」がおよそ46%となっています。一方で、「誰にも相談しない」と回答した生徒の割合がおよそ9%となっています。

令和4年度の本校のいじめに係わる指標は、積極的にいじめを認知するとともに、いじめ解消率100%を目指します。また、いやな思いをしたときに「誰にも相談しない」と回答する生徒の割合0%を目指し、相談体制の充実を図ります。

2 生徒が主体となった取組の推進

生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組は、生徒会が主体となり「学校いじめ防止基本方針（生徒版）」を策定するとともに、いじめ防止プログラムにおいて「いじめ撲滅個人宣言」を作成します。さらに全校生徒参加型の集会を実施し、「いじめ」や「いじり」について考えたり、相手を思いやる言葉を考えるなど、生徒一人一人がいじめ防止の取組を理解し、主体的に参加できる活動の工夫を行います。

また、本校生徒会と近隣3校の小学校児童会と連携を図り、中連生活部が主催する「生活学習 Act サミット」で協議された内容や本校の全校集会で話し合われた内容について、各小学校と交流し、いじめ防止に向けた取組を小中連携して推進します。

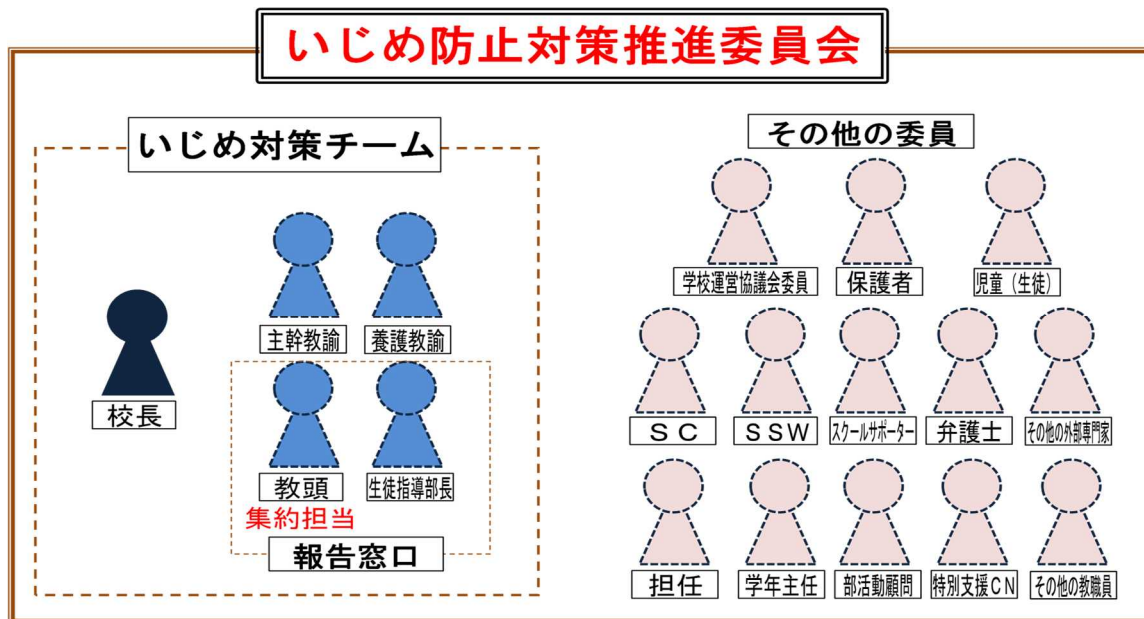


3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題について、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するために、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長及び学年主任等複数の教職員や、必要に応じて、心理・福祉などに関する専門的な知識を有する関係者などを加えた「学校いじめ対策組織」として「いじめ防止対策推進委員会」を設置します。「学校いじめ対策組織」はいじめの解決に努めるとともに、いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口の役割等を担います。

また、組織的な対応の中核として機能する体制として、「学校いじめ対策組織」内に「いじめ対策チーム」を設置します。「いじめ対策チーム」は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、養護教諭で構成します。その中で、教頭と生徒指導部長が他の教職員からの報告をいつでも受けられる「報告窓口」の役割を担い、さらに報告を集約してその後の対応をコーディネートする「集約担当」を教頭が担当します。個々の事案への対応に当たっては、関係の深い教職員を「いじめ対策チーム」に追加するとともに、必要に応じて外部の専門家の協力を受けることとします。また、「校内研修の実施」や「生徒主体の未然防止の取組」、「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」等に当たっては、必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加することとします。



本校では、次のことを踏まえて、学校いじめ対策組織の体制を整備します。

- 1 管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制
- 2 全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制

- 3 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- 4 学校規模に応じて「いじめ対策チーム」の役割分担を適切に行うなど、機動的に運用できる体制

また、学校いじめ対策組織の役割に次のことを位置付けます。

- 1 いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- 2 いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- 3 いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- 5 いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- 6 いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- 7 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 8 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- 9 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒がいじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・教育活動全体を通じた、道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、生徒の社会性を育む取組を進めます。
- ・人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- 授業について行けない焦りや劣等感がストレスにならないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を図ります。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めます。
- 自己肯定感や自己有用感などは、生徒の発達段階に応じて身に付くものであることを踏まえ、小中連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

本校では、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく積極的に認知します。

本校では、いじめの早期発見のために次のことについて取り組みます。

- 1 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施により、早期発見に努めます。
- 2 生徒が日頃から教職員に相談しやすい雰囲気づくりに務めます。
- 3 生徒や保護者に保健室やスクールカウンセラーの利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、相談しやすい体制を整備します。

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロななのひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立北門中学校 TEL 51-1431 SC 直通55-3551

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- | | 生徒氏名 |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていことがある。…………… | } |

授業や給食の様子

- | | 生徒氏名 |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしかからかいがある。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | } |

清掃や放課後の様子

- | | 生徒氏名 |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。…………… | } |

6 いじめへの対処

本校では、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- 生徒の命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察などの関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から事実関係に確認を迅速に行い、保護者へ伝えます。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。

(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合はいじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つように伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察などの関係機関との連携を図ります。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ・学校間で対応方針や具体的な指導方法に差異が生じないように、教育委員会から対応への指導・助言を受け、関係する学校と連携協力して対応します。

7 いじめの解消

本校では、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

本校では、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → **報告窓口** → **集約担当** → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携

| | いじめを受けた生徒 | いじめを行った生徒 | 周囲の生徒 |
|--------|--|---|--|
| 学 校 | <input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 | <input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。 | <input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。 |
| 家 庭 | <input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 | <input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。 | <input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。 |

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

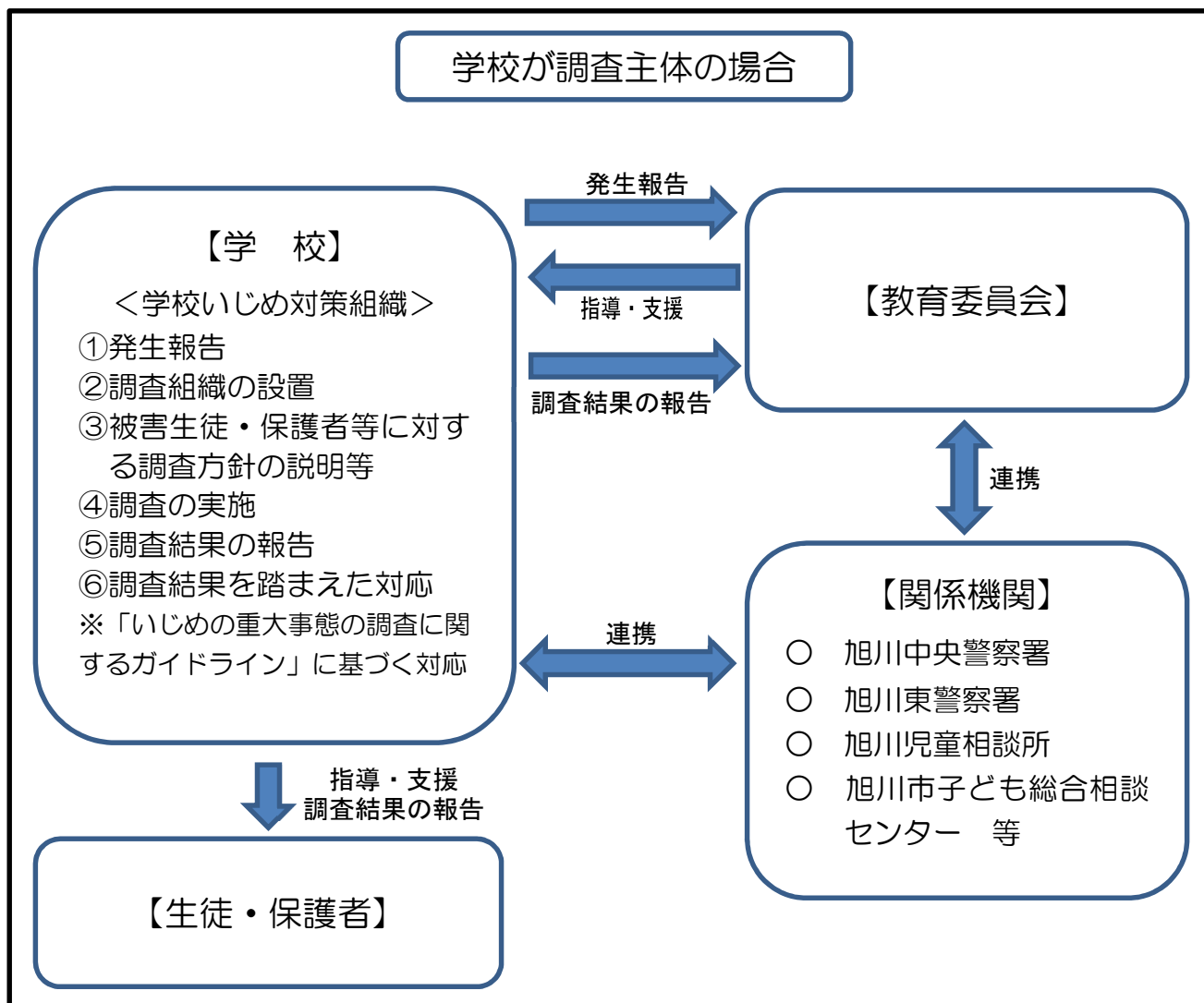
- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

本校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに教育委員会に報告します。

また、本校が調査主体となる場合、次の図に従い対応します。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

本校は、関係機関や保護者、地域と連携して、いじめの防止等に関する取組を次のように実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー等の外部専門家を加えて対応します。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報を受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

本校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、いじめの早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携のもとに速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

11 北門中学校いじめ防止プログラム

| | 4月 | 5月 | 6月（強調月間） |
|-------|---|--|---|
| 教職員 | <p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 <p>○学校ネットパトロール ※通年で実施する</p> | <p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p> <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 | <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 <p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 <p>○教育相談</p> |
| 生徒 | <p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど | <p>○基本方針（生徒版）策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 <p>○教育相談（担任と生徒）</p> | <p>○いじめアンケート調査①</p> <p>○生徒が主体となった未然防止の取組</p> <p>○中連生活部6月研への参加</p> |
| 家庭・地域 | <p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 | <p>○基本方針のHP公開</p> <p>○学校運営協議会における説明及び協議</p> | <p>○2者懇談（担任と保護者）</p> |

| | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|--|-------------------------------|---|
| 教職員 | | <p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p> | <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告 |
| 生徒 | <p>○生活・学習Actサミットへの参加</p> <p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど | <p>○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施</p> | |
| 家庭・地域 | <p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 | <p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p> | |

| | 10月（強調月間） | 11月 | 12月 |
|-------|--|---|---|
| 教職員 | <ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○教育相談 | | |
| 生徒 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② ○「生命（いのち）の安全教育」の授業 | <ul style="list-style-type: none"> ○生徒が主体となった未然防止の取組 ○教育相談（担任と生徒） | <ul style="list-style-type: none"> ○中連生活部12月研への参加 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど |
| 家庭・地域 | | <ul style="list-style-type: none"> ○2者懇談 | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活 |

| | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|---|--|--|
| 教職員 | | <ul style="list-style-type: none"> ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 |
| 生徒 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関わる取組について，生徒会と児童会との連携・協議 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査③ ○外部講師（警察）による，スマホ安全教室 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど |
| 家庭・地域 | | <ul style="list-style-type: none"> ○外部講師（警察）による，スマホ安全教室への参加 ○学校運営協議会，保護者懇談会による協議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取組等の評価 | |